

# 塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブ 指定管理者募集の概要

1. 指定管理を行う施設 （募集要項P1～4参照）
  - ①藤倉児童館
  - ②放課後児童クラブ（6校12クラブ）
  
2. 指定管理を行う期間  
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）
  
3. 指定管理者の募集方法及び選定 （募集要項P6～7参照）
 

指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル（企画提案）方式で実施します。選定については、選定委員会を設置し、書類審査及び企画提案の審査で候補者を選定します。

選定にあたっては、提案された事業計画の実施に係る効果・費用、対象施設を管理運営する能力等を総合的に評価して選定します。

なお、事業者からのプレゼンテーションは公開とします。傍聴人からもご意見カードを通して意見を求め、事前に実施する保護者説明会の意見と併せて、選定委員に報告します。

※選定委員 市職員 4名…副市長・健康福祉部長・教育部長・学校教育課長  
外部委員4名…放課後児童クラブ保護者会代表（2名）  
子ども・子育て会議委員（1名）  
学校教育・放課後児童クラブ専門的知見を有する者（1名）
  
4. 指定管理料 （募集要項P10参照）  
指定管理料合計（3年） 375,000千円 （1年あたり 125,000千円）
  
5. 主な仕様書の内容（当該指定管理のポイント）
  - (1) 管理運営の基本方針 （別冊仕様書P1～2参照）
    - ①「放課後児童クラブ運営指針」等に基づく専門性の向上  
児童館及び児童クラブに常勤職員を配置し、運営の安定化を図る。
    - ②生活習慣・学習習慣の定着  
児童の基本的な生活習慣を育成するとともに、「教育」視点を取り入れた遊びや学習習慣の定着を図るプログラムを策定し取組に努める。
    - ③支援を要する児童の受入  
障がい児等、支援を要する児童の児童クラブへの受入については、事業運営に大きな支障をきたす場合を除き受入に対応する。
    - ④地域交流促進事業  
児童館利用者や児童クラブ利用者と地域の人々が連携し、地域コミュニティの活性化とボランティア活動団体等の育成支援による地域世代間交流や学生ボランティアの受け入れによる生涯学習などの実施に努める。
  - (2) 開館日及び開館時間等 （別冊仕様書P3～4参照）  
現行のとおり
  - (3) 利用料金 （別冊仕様書P4参照）
    - ①児童館 無料
    - ②児童クラブ 利用料金制度の導入 （条例の定める額（現行のとおり）以内）

(4) 指定管理料に含まれる経費 (別冊仕様書P13参照)

(5) リスク分担 (別冊仕様書P12参照)

(6) 職員の配置及び賃金 (別冊仕様書P11参照)

労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準などを遵守し、安全に施設の管理運営ができるよう、人員を配置する。

なお、事業の円滑な開始や子どもを取り巻く環境が急激に変化することを防ぐため、現在就労している非常勤職員の継続雇用についても特段の配慮をお願いする。

また、業務に従事する非常勤職員の賃金は、その職種に応じて、本市の非常勤職員の報酬単価を下回らないものとする。

(7) 事業の確認及び評価 (別冊仕様書P6参照)

指定管理者は、課題と改善点の把握による事故・事件の未然防止、適切な業務水準の把握による事業継続性の担保及び市民ニーズの的確な把握とサービスの向上を目的とし、事業成果の確認と自己評価を行う。年2回のアンケート調査を実施し、利用者ニーズに沿った事業を行う。

(8) 定例運営連絡会議の開催 (別冊仕様書P9参照)

指定管理者は、毎月市が指定する日において事業運営にかかる連絡会議を開催し、市及び関係各機関との情報交換により運営内容の確認を行う。

## 6. 指定管理者の選定スケジュール (募集要項P10～11参照)

項目	時期
募集要項配付	平成28年10月 5日(水) から 同年11月 2日(水) まで
事業者説明会	平成28年10月21日(金)
質問受付	平成28年10月 5日(水) から 同年10月24日(月) まで
申請書類受付の締切日	平成28年11月 2日(水)
企画提案実施(プレゼンテーション)	平成28年11月中旬予定
選定委員会結果通知	平成28年11月下旬予定
指定管理者の指定	平成28年12月下旬 (市議会第4回定例会予定)
指定期間に係る基本協定締結	平成29年 1月中旬予定
平成29年度分に係る協定締結	平成29年 3月中旬予定
運営開始	平成29年 4月 1日